

東京都による農畜産物中の放射能検査について（第 3 報）

福島第一原子力発電所の事故を受け、都は第三回目の農畜産物の検査を行いましたので、お知らせします。

1 検査内容及び結果

(1) 検査実施機関

東京都健康安全研究センター

(2) 検査対象品目

江戸川区、足立区、葛飾区内の農家の施設で栽培されたコマツナ 3 検体
(コマツナは東京都を代表する特産農作物であり、江戸川区、足立区、葛飾区が栽培面積 1～3 位を占めている。)

(3) 検査結果（詳細は別紙）

検査した結果、すべての検体について暫定規制値を下回った。

2 今後の対応

都は、今後とも関係機関と連携し、都内産農畜産物の放射能検査を実施していく。

《問い合わせ先》

○都内産農畜産物の放射能検査に関すること

産業労働局農林水産部 岩田・平野・内田

(連絡先) 電話：03-5320-4828(岩田直通)

37-150、37-320、37-310(内線)

都内産農産物の放射能検査結果について

別紙

品目	採取場所	採取日時	検査結果【放射能濃度 (Bq/kg)】			
			放射性ヨウ素		放射性セシウム	
			暫定規制値	実測値	暫定規制値	実測値
野菜	コマツナ (施設栽培)	江戸川区内農家	2,000	300	500	50以下
	コマツナ (施設栽培)	足立区内農家		240		50以下
	コマツナ (施設栽培)	葛飾区内農家		290		50以下

暫定規制値の考え方

暫定規制値は国際放射線防護委員会 (ICRP) が勧告した放射線防護の基準をもとに、原子力安全委員会が食品の摂取量等を考慮して定めたものであり、これを上回る食品を食べた場合であっても直ちに健康に悪影響が生じるものではないとされている。(食品安全委員会 Q&Aより)